

気候変動適応法の概要

気候変動適応法成立までの流れ

- 近年、異常高温や大雨・干ばつの増加など様々な気候の変化が観測され、農業への打撃、水不足の一層の悪化、生態系への影響、災害の激化、感染症の増加など、地球温暖化による影響が懸念されている。
- これまでの温室効果ガスの排出の抑制等の対策（緩和策）に加え、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対してあらかじめ備え、適応していくための対策（適応策）を進める必要がある。
- このような中、平成 30 年 6 月 13 日に「気候変動適応法」が公布され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。（平成 30 年 12 月 1 日施行）

法律の概要と県の責務

法律の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勧告して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



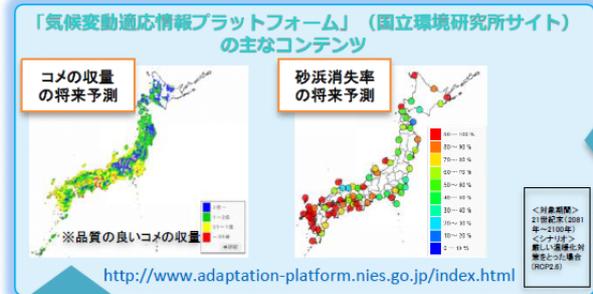
将来影響の科学的知見に基づき、

- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
- ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ・ハザードマップ作成の促進
- ・熱中症予防対策の推進

等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け。**



3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村（東京23区を含む。）に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点（**地域気候変動適応センター**）機能を担う体制を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

県の責務

1 気候変動適応の推進（第4条）

地方自治体は、地域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進

2 地域気候変動適応計画の策定（第12条）

地方自治体は、気候変動適応に関する施策を推進するため、地域気候変動適応計画の策定に努める

3 地域気候変動適応センターの体制の確保（第13条）

地方自治体は、気候変動適応に関する施策を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供、並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担う体制の確保に努める